

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会(第10回)議事概要

1 日時:平成18年9月13日(水)13:00~14:10

2 場所:総務省第1会議室(合同庁舎2号館低層棟1階)

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

依田 高典、尾家 祐二、酒井 善則(座長代理)、佐藤 治正、東海 幹夫、林 敏彦(座長)、
藤原 まり子、増野 大作

(2) 総務省

森 総合通信基盤局長、桜井 電気通信事業部長、佐村 総務課長、鈴木 事業政策課長、
谷脇 料金サービス課長、二宮 料金サービス課企画官、大橋 データ通信課長、渡辺 電
気通信技術システム課長、古市 消費者行政課長、宮本 番号企画室長、湯本 事業政策
課調査官、今川 事業政策課企画官、片桐 料金サービス課長補佐、横手 同課長補佐、
飯村 同課長補佐、白井 同課長補佐

4 議題

(1) 報告書案について

(2) 通信・放送分野の改革に関する最近の動き

5 議事要旨

(1) 議題1 報告書案について

○ 事務局より資料1によって「報告書(案)に対する意見招請の結果概要」及び資料2に
より「報告書(案)」について説明。

○ 質疑応答の概要は以下のとおり。

構成員 報告書案には、早急に検討すべき項目と将来的に検討する項目が含まれている。
今後想定し得る項目を全て含んでいるという点では良いが、当該報告書案に対してパブリ
ックコメントで寄せられた意見についても、念のためのものと緊急に対応すべきものとがあ
る。例えば、NGNについては、NTTのフィールドトライアルの方向性が見えてきたが、NG
Nの中身がどうなるのか、何が良くなるのかがよく分からないという意見もある。そのよう
な段階で、KDDIやイー・アクセスの意見にあるような相互接続は可能だと考えられるが、逆
にQoSの確保をどのようにするかは大変なことだと思う。今後、NTTが進めるNGNの様子
を見ながら問題に対処していくというのが良いのではないか。あまり最初から問題点ばかり
挙げてみても、実際にはそうならない可能性もあるので、将来的に問題になることを見据え
ながら、見守るという立場でも良いのではないか。その辺、早急に対処すべきものとそうで
ないものを整理していくべきではないか。

総務省 報告書案でも触れているが、NGNについては、今後NTTから具体的な計画が示さ

れることから、それを見ながら検討を進めていくことになるだろう。そして、検討の場で議論して競争ルールの内容が固ってきた段階で審議会に諮るという二段構えで議論をしていく必要があると考えている。

構成員 報告書案の38頁にレバレッジの話が出ているが、報告書案では、競争政策に関して多岐にわたる議論を精緻に展開している。我が国の場合、従来はボトルネック設備に基づく規制、市場支配力に基づくドミナント規制を中心に競争政策を機能させてきたと思うが、今後は、隣接する分野への市場支配力のレバレッジ規制というものがNTTの在り方の問題とも最終的には絡んでくる非常に重要な問題になると考えられる。ただし、レバレッジ機能をどのように認定しそれを抑制するのかという議論は、欧米でも殆ど参考になる事例が無い中、この数年中に日本が世界の先駆けとなってレバレッジ規制を政策に落とし込んでいくのは大変なことであるが、しっかりやってもらいたい。

総務省 ご指摘のとおり。先程の議論にもあったが、すぐに着手すべきものと少し時間をかけて検討すべきものとはタイムスパンの違いがある。包括的なドミナント規制の見直し部分は、慎重な検討が必要であることから、ある意味長いスパンを取っている。EUで行われている議論を参考としつつ、日本での独占禁止法と個別法である事業法の関係や両者における概念の違いも踏まえて慎重に検討していくことが必要だと認識。

構成員 今回のパブリックコメントで寄せられた意見を拝見すると、主に通信事業者、ベンダーから意見が提出されているが、今後、競争ルールによってもたらされるものが利用者側からみて好ましいのかどうかについて意見を頂くと参考になるのではないかと。端末について言えば、ベンダーからの意見はあったが、利用者としては自由な使い方をしたいと思っているのではないかと。NGNについても、利用者から見たサービスや、IP化が進んだ中でのネットワークの有り様について、今後意見を採り入れていくべき。

総務省 ご指摘のとおり。元々、競争政策の役割は利用者の立場から見て便益の最大化を図ることが目的と認識している。今回、携帯端末の問題が関心と呼ぶところとなったが、ベストエフォート型の料金が今のままでいいのかについてもユーザにとって大きな問題であり、NGNもユーザから見てどのような利便性の向上が見込まれるか、ユニバーサルサービスについてもブロードバンド化の中でどう見直すかについても、ユーザに密着した問題である。加えて、ネットワークの中立性の問題についても3つの原則を立てているが、ユーザから見てネットワークがどう使われることが公平で、かつコスト負担が公平なのかという視点を提供している。今回、利用者側からのご意見を具体的に頂戴できなかったが、様々な場を通じてお伺いすることとし、今後の検討の中で活かしてまいりたい。

構成員 接続会計と役務別会計の問題については、懇談会としては適切に取りまとめたと考えている。接続会計の見直しについては、今回の意見招請で多くの事業者が賛同しているので、速やかに検討に着手してもらいたい。ただ、会計問題は接続会計や役務別会計といったセグメントを切り分けて議論をするという流れは避けなければならない。会計は、本来ならば全体との調和の中で1つのセグメントが存在するという考え方が重要。以前BTの会計制度を拝見したが、料金政策と実態把握とユニバの問題を含めた多種多様な目的のために会計を活用し、その諸情報を用いて政策に活かすという形を取っていた。各論ごとに

議論の場に供されることもあると思うが、会計制度全体を見渡した中で議論を進めていくべき。

構成員 光ファイバの接続の在り方に関しては、NTTの申請を待つという立場であるが、今の接続料は08年3月期までの話であり、51頁の脚注34にあるように算定期間は5年とされていることから、次の算定期間は09年3月期から13年3月期までとなる。しかし、NTTは10年までの話しかしていないので、13年まで踏まえるとなると、今後この制度をどう考えるかについて検討が必要と考えられる。

構成員 報告書案は、全体として論理的かつ整合的に書かれており、評価している。感じたこととしては、「IP化の進展に対応した」とあるように、電話だけでなく、上位レイヤーや下位レイヤーを含めた新しい競争の在り方を採り上げている。今回、パブリックコメンで提出された意見をみると、消費者や製造業者の意見が十分に取り込めていないので、今後、総務省が具体的な政策を検討する中で、こうした意見を汲み取っていく仕組みが必要だろう。

総務省 ブロードバンド全体でいえば、確かに通信キャリアだけの問題だけでなく、垂直統合のビジネスモデルにおいては、ベンダーやISPなどいろいろな分野の方が関係する。今回のご提言を踏まえて別途検討の場を立ち上げることになるので、様々な方のご意見をお伺いするつもりである。ISPだけを見ても、中央だけではなく地方のISPの意見もあり様々な意見を聞く必要が出てきていると認識。ネットワークの中立性の中でも議論の端緒を開いており、様々な意見を聞いていきたいと考えている。

構成員 報告書案は、非常にいいものとなったと思っている。本懇談会は、新しい試みが盛り込まれている。検討アジェンダの策定段階で、パブリックコメントを通じて関係各方面から広くご提案を頂き、また、会合は公開して議論を展開してきた。報告書の内容としては、PSTNからIP網へネットワークの構成が変わっていく過渡期にあって、ネットワークの構成が落ち着くであろう2010年ごろを目指して、従来の政策形成のための委員会であれば細切れに拾い上げていたかも知れない問題を総括的にまとめられた。パブリックコメントで提出された意見を拝見すると、事業者の場合、ビジネス上の立場から主張せざるを得ないのは当然だが、パブコメでは、それを越えた問題意識の共有化、雰囲気生まれてきていると感じた。今後の具体的な政策形成は総務省で考えないといけないが、構成員も、議論に参加した大勢の方を含め皆でこの問題を考えようという雰囲気が出来上がったことは特筆すべきことである。

構成員 報告書案では良いルール化のための道しるべができたと思う。ただ、MNPは早々に実現するが、SIMロックや端末の話にしても、今ある競争をどうするか意識は高まっているものの、その先に何を指すかが重要。競争によって日本の基幹産業と言われる分野が世界的にも更に多くの利便性を与えることができるように、との視点が必要。例えば端末は、海外ではBtoCのマーケットになっているが、日本はBtoBtoCのマーケットにとどまり、国内市場における利益分配の構図になっているのが残念であり、世界の最先端を走る企業と技術を有した国の志としては低い気がする。

総務省 今後、個別テーマを検討する中でより深い議論を行ってまいりたい。

構成員 この報告書案を受けて、総務省の政策が結実することが見込まれるが、同時に、例

えばネットワークの中立性については学界でも議論が必要なテーマが含まれており、それは日本だけでなく、世界で同時に検討が必要な課題である。また、エンドユーザとしての消費者にどのような利便がもたらされるかを議論していく必要があるだろう。本報告書は総務省に提出するものではあるが、事業者、ベンダー、学界でもこれを踏まえて検討を進めていくことになると思う。

- 以上の議論の結果、出席した構成員全員の賛成により、資料2(報告書案)のとおり修正したものを最終報告書として取りまとめることとされた。

(2) 議題2: 通信・放送分野の改革に関する最近の動き

- 事務局より資料5を用いて説明。
- 構成員の発言は特になし。

6 その他

- 本懇談会の開催は、今回(第10回)をもって終了。
- 総務省では、最終報告書を踏まえ、速やかに「新競争促進プログラム2010」を策定し、公表する予定。

以上